

所得税の確定申告と市県民税申告の受付が始まります

..... 申告期間は2月15日月から3月15日月まで

市では、平成22年1月1日現在、国東市に住んでいる方を対象に、平成21年分所得税の確定申告と市県民税申告の受け付けを行います。会場と時間などの日程を本庁および、支所ごとに表にしましたので確認して、それぞれの申告会場で申告期限内に済ませていただくようお願いいたします。また、一部の地区で申告受付会場の変更がありますのでご注意ください。

平成22年度市県民税 申告のご案内 (国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料)

平成22年度(21年分)の市県民税(国民健康保険税・長寿医療保険料・介護保険料) 申告納税相談および申告受付を2月15日(月)から次の日程で行います。下記に、申告が「不要な方」と「必要な方」を記載しております。申告が必要な方は、配布された申告書で申告期限内に申告くださるようお願いいたします。

- 〔申告が不要な方〕
- (1) 3月15日(月)までに所得税の確定申告をする方。
 - (2) 給与所得者(年末調整済)で、給与所得以外に所得がなく、勤務先から給与支払報告書が市に提出される方。
 - (3) 公的年金以外に収入がなく、その年金収入合計額が65歳以上(※1)の方で148万円未満、65歳未満(※2)の方で98万円未満の場合。
- 〔申告が必要な方〕
- (1) 給与所得または、公的年金以外の収入がある方。

- (2) 給与所得者で、年末調整をされなかった方。
- (3) 公的年金収入のみの方で、その年金収入合計が65歳以上の方で148万円以上、65歳未満の方で98万円以上ある方。
- (4) 遺族年金、障害者年金等の所得税非課税年金収入のみの方。
- (5) 国東市外に居住する人の扶養になっている方。

※1 S20・1・1以前に生まれた方
※2 S20・1・2以降に生まれた方

◎申告の際の注意点

介護保険における「障害者控除」を受ける方は、市民健康課介護保険班・各総合支所地域市民健康課で障がい者控除対象者認定を受けてください。

おむつ代について医療費控除を受ける方は、医療機関のおむつ証明書とおむつ代等の領収書が必要となります。また、おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降の場合は、市民健康課介護保険班・各総合支所地域市民健康課でおむつ使用証明書を発行します。

◎申告に必要なもの

- (1) 印鑑
- (2) 21年中に支払った国民年金、生命保険(個人年金)、損害保険、医療費等の領収書又は証明書
- (3) 給与や年金の源泉徴収票、又は事業主からの給与支払い証明書
- (4) 営業、農業、不動産などの収入支出の明細が証明できるもの。
- (5) 本人又は扶養されている人が障害者、戦傷病者であることを証明するもの(障害者手帳等)

◎農業所得の申告の仕方

農業所得は、21年1月から12月までに得た金額(個人販売や家事消費を含む)を計算して、申告することになります。

申告の方法は、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出する収支計算です。そのため、販売(出荷)伝票や必要経費の領収書を整理し、収支内訳書(申告書の裏面)に記入することになりますので、事前に準備をしておいてください。